

指定要件及び補助額について（R5.10.1から）

指定要件	都道府県によって指定された医療機関であること
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者受入の要請を断らないこと (適切な受入体制が困難な場合は、即応病床を見直すこと) ・ 病床確保料の一部が従事者の処遇改善に用いられること ・ G-misに入院受入状況を入力すること
1床当たりの補助額	<p>【特定機能病院等】 ※</p> <p>(確保・休止) ICU : 174,000円/日</p> <p>(確保・休止) HCU : 85,000円/日</p> <p>(確保・休止) 上記以外 : 30,000円/日</p> <p>【その他医療機関】</p> <p>(確保・休止) ICU : 121,000円/日</p> <p>(確保・休止) HCU : 85,000円/日</p> <p>(確保・休止) 上記以外 : 29,000円/日</p>
	<p>休止病床は即応病床 1 床あたり休床 1 床（ICU・HCU病床は休床 2 床まで）を補助上限とする。</p>

※ 特定機能病院等とは、令和 2 年 4 月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ 3 人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ 10 人以上の月がある医療機関とする。